

### 3 地籍調査推進のための施策

#### (1) 効率的な手法導入推進基本調査(令和2年度(2020年度)～)

##### ① 調査の目的・効果

地籍調査の円滑化・迅速化に資する先進的・効率的な手法について、国が当該手法を活用して地籍調査に役立つ基礎的な情報を整備し、当該手法の活用事例を蓄積・普及させることで、市町村等における効率的な地籍調査手法の導入推進を図る。

※ 平成22年度(2010年度)～令和元年度(2019年度)に実施された、都市部官民境界基本調査及び山村境界基本調査による地籍調査の遅れている地域への支援から、令和2年度(2020年度)からのこれら二つの調査を合わせた当該調査では、効率的な手法の導入を促進することとされた。

##### ② 事業概要

###### i MMS(モバイルマッピングシステム)等活用品

MMSによる計測データや民間測量成果、公物管理者が保有する情報等を活用した迅速な官民境界情報等の整備、効率的な地籍調査手法の普及のため、国が官民境界に関する基礎的整備を行う。

###### ii リモートセンシングデータ活用品

リモートセンシングデータを活用した効率的な地籍調査手法の導入推進のため、引き続き国がリモートセンシングデータを整備する。

##### ③ 実施主体

###### i MMS等活用品

国(国土交通省各地方整備局等用地企画課又は用地課)

###### ii リモートセンシングデータ活用品

国(国土交通省地籍整備課)

##### ④ 実施地域(要件)

###### i 共通

- ・ 後続の地籍調査を3年以内に実施すること
- ・ 後続の地籍調査が国の重点方針に沿っていること
- ・ 成果の移管(基準点の維持管理等)に同意できること
- ・ 資料収集等で市町村等の協力が得られること

###### ii MMS等活用品

下記の全部又は一部を活用する基本調査が市街地で実施可能であること

- ・ MMSによる計測データ
- ・ 民間測量成果(地積測量図など)
- ・ 公物管理者情報(道路台帳附図など)

###### iii リモートセンシングデータ活用品

- ・ 後続の地籍調査として、リモートセンシングデータを活用した地籍調査を実施すること
- ・ リモートセンシングデータの撮影・計測が必要な地区であること

##### ⑤ 事業実施に伴う地方公共団体の費用負担

効率的な手法導入基本調査の実施に際して、地方公共団体の費用負担はありません。

## (2) 地籍整備推進調査費補助金（平成22年度（2010年度）～）

### ① 事業の背景

国土調査法には、地籍調査以外の測量成果を地籍調査の成果と同等のものとして地籍整備に活用することができる仕組み（国土調査法第19条第5項指定制度）が存在しているが、一部事業に伴う成果を除き、多くの測量成果が活用されていない状況であることから、19条5項指定に必要な作業を補助対象とする新たな補助事業を創設した。

### ② 補助の内容

#### i 事業主体

地方公共団体、民間事業者等

#### ii 地域要件

人口集中地区又は都市計画区域

※ ただし、地籍調査等により既に不動産登記法第14条第1項で規定する地図が備え付けられている地域は除く

#### iii 補助対象

国土調査法第19条第5項指定等を受けるために必要となる次の費用。過去の測量成果を用いる場合であっても、追加的に必要な作業は対象（過去に実施した測量作業費用は補助対象外）。

- ・ 調査計画等作成費（既存資料等収集・整理費）
- ・ 境界情報等整備費（現況調査費、境界確認費）
- ・ 成果等作成費（予備調査費、成果作成費）

#### iv 面積要件

一地区あたり500㎡以上

#### v 補助率

地方公共団体：1/2以内（直接補助）

民間事業者等：1/3以内（間接補助）

※ ただし、地方公共団体の補助する額の1/2が限度  
（地方公共団体が補助制度を設けていることが必要）

民間事業者等：1/3以内（直接補助）

～ 参考資料編 ～

(3) 地籍アドバイザー派遣事業（令和2年度（2020年度）～）

① 事業の目的

地籍調査を実施中または実施しようとする地方公共団体等からの依頼に応じて、国土交通省が、地籍調査に関する豊富な知識及び経験を有して国土交通省の登録を受けた者（以下、「地籍アドバイザー」という。）を派遣し、地方公共団体等が抱える地籍調査における課題の解決を促して円滑化及び迅速化に資する。（令和4年度（2022年度）に、メール等による助言の依頼も可能となりました。）

② 地籍アドバイザーの業務

地籍アドバイザーは、以下の分野における助言を行う。

分 野	摘 要
1 法令等	国土調査法、不動産登記法、その他関係法令及び関係諸通知等の解説
2 地籍調査計画・設計業務（A工程、B工程に関するもの）	計画立案等の諸準備、地籍調査事業費の算定、委託業務の設計等に関する指導・助言
3 一筆地調査（E工程に関するもの）	調査図素図等の作成、現地調査の通知、現地調査の実施、筆界未定地解消等の一筆地調査の現場管理等に関する助言・補助
4 地籍測量・地積測定（C工程、D工程、F工程及びG工程に関するもの）	地籍図根三角測量、地籍図根多角測量、細部図根測量、一筆地測量、地積測定等の作業に関する指導・助言（例：選点図、標識、筆界点番号等の見方の解説等）
5 地籍図・簿の作成・閲覧（H工程に関するもの）	原図・複図、地籍図一覧図、調査結果閲覧表、地籍簿等の作成及び閲覧の実施に関する指導・助言
6 工程管理及び検査	地籍調査事業工程管理及び検査規程等に基づく管理及び検査に関する指導・助言
7 認証請求	認証請求資料の作成に関する指導・助言（認証未了等への対応に関するものを含む）
8 19条5項指定	19条5項指定申請（法19条6項に基づき地籍調査の実施主体が代行申請する場合を含む）に係る作業計画、作業実施及び申請書類の作成等に関する指導・助言
9 数値情報化	図解法地区、19条5項地区等の数値情報化の計画、作業実施等に関する指導・助言
10 成果の利活用及び維持管理	地籍調査成果等の維持管理及び利活用並びに準点の維持管理等に関する指導・助言
11 地籍調査に係る行政運営	中長期的な地籍調査実施計画等の作成、自治体内の予算・体制確保のための説明及び資料の作成、地籍調査の未着手・休止の解消等の行政運営に関する指導・助言
12 特殊な地域における調査	地図混乱地域における調査、登記所に公図が備え付けられていない地域における調査、集団和解放的な要素も視野に入れた調査等の実施等に関する指導・助言

③ 派遣に伴う地方公共団体等の費用負担

地籍アドバイザーの派遣に際して、国土交通省の予算の範囲内においては地方公共団体等の費用負担はありません。